

令和8年度視聴覚障がい者コミュニケーション支援事業委託業務仕様書

第1 目的

点訳奉仕員等の奉仕員、手話通訳者等の通訳者等の養成・研修、派遣等を行うことにより、視聴覚障がい者の社会生活上のコミュニケーションを支援し、もって視聴覚障がい者の社会参加を促進することを目的とする。

第2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

第3 委託内容

この事業では、下記の養成・研修、派遣、提供を行うこととする。

(1) 点訳奉仕員の養成・研修

詳細は別紙1「点訳・音訳奉仕員等・デジタル録音図書編集奉仕員養成・研修事業運営要領」に定める。

(2) 音訳奉仕員等・デジタル録音図書編集奉仕員の養成・研修

詳細は別紙1「点訳・音訳奉仕員等・デジタル録音図書編集奉仕員養成・研修事業運営要領」に定める。

(3) 手話通訳者・要約筆記者の養成・研修、派遣等

詳細は別紙2「手話通訳者養成・研修・派遣等事業運営要領」及び別紙3「要約筆記者養成・研修・派遣等事業運営要領」に定める。

(4) 盲ろう者通訳・介助員の養成、派遣

詳細は別紙4「盲ろう者通訳・介助員養成・派遣事業運営要領」に定める。

(5) 視聴覚障がい者パソコンサポーターの養成・研修、派遣

詳細は別紙5「視聴覚障がい者パソコンサポーター養成・研修・派遣事業運営要領」に定める。

(6) 点字新聞（JBニュース）の提供

国が行う点字情報ネットワーク事業の受託団体である社会福祉法人日本視覚障害者団体連合（以下「日視連」という。）が提供する毎日の新しい新聞情報等をインターネットを利用して受け取り点字発行したものを、岩手県立視聴覚障がい者情報センター内に配架し、視覚障がい者への情報提供の促進に資する。

【実施内容】

日視連からインターネットを通じて配信される点訳による新聞情報を受け取り、その内容を点字新聞として出力し、点字化したものを岩手県立視聴覚障がい者情報センター閲覧室に1部配架する。その他、希望する視覚障がい者に対して、点字新聞を一定期間まとめたものを定期的に送付するサービスも行う。

第4 養成人数

この事業での養成人数は、下記のとおりとする。

(1) 点訳奉仕員、音訳奉仕員等：計17名程度

- (2) 手話通訳者・要約筆記者：計 20 名程度
- (3) 盲ろう者通訳・介助員：10 名程度
- (4) 視聴覚障がい者パソコンサポーター：6 名程度

第 5 事業完了期限

この事業の完了期限は、令和 9 年 3 月 31 日とする。

第 6 留意事項

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。

第 7 その他

この仕様書及び別紙に定めない詳細については、随時県と協議の上、実施すること。